

内閣官房長官 松野 博一 様

**北朝鮮によるミサイル発射に関する
緊急要請**

令和5年4月

北 海 道

令和5年4月13日7時22分頃、北朝鮮がICBM級の可能性がある弾道ミサイルを発射し、北海道周辺に落下するものとみられるとして、7時55分頃、北海道を対象にJアラートが起動した。

その後、8時16分頃、政府から、エムネットにより、北海道及びその周辺の落下の可能性がなくなったことが確認されたとの訂正があったところ。

幸いにして、我が国領域への落下やEEZへの飛来は確認されていないが、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、去年は30回を超えており、本道では、昨年10月4日にJアラートが起動したほか、昨年3月と11月、また、今年2月には、渡島地方西方の排他的経済水域内に落下しており、道民の不安が増大している。

こうした中、弾道ミサイルの発射が繰り返されることは、道民はもとより、国民の安心安全、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて危険な行為であり、我が国、地域および国際社会の平和と安全に対する極めて深刻かつ重大な脅威として、断じて容認できない暴挙である。

国においては、国連安保理の場も含め、米国、韓国を始め関係国との連携を強化し、我が国の平和と安全の確保に万全を期すこととしているところであり、今後、北朝鮮がこのような不測の事態も生じかねない暴挙を繰り返すことがないように、以下の事項に適切に対処していただくことを強く要請する。

記

- 1 北朝鮮により繰り返されるミサイルの発射は、国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海を脅かすことから、北朝鮮に自制を求める毅然とした外交交渉を推進すること。
- 2 ミサイルの飛来・着弾事態に備え、必要な情報の収集分析及び警戒監視に全力を挙げるとともに、より迅速かつ的確に情報を伝達できるよう、改善すべき点があれば、速やかに対応するなど、国民の保護を最優先とし、万全の措置を講じること。
- 3 操業する漁船などの船舶や航行中の航空機に対し、引き続きミサイル発射に係る情報の迅速な伝達に努めるとともに、万が一、被害が及んだ場合には、責任を持って救済策を講じること。

令和5年4月13日
北海道知事 鈴木 直道